

呉市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、宅配荷物等の再配達に係る配達車両の二酸化炭素排出量を抑制し、宅配ボックスを購入及び設置した者に対し、予算の範囲内において、呉市宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる宅配ボックス（以下「宅配ボックス」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内にある住宅又はその敷地内に設置され、常時、運送業者が受取人の不在時に荷物を入れ、安全に保管できるもので、受取人が荷物を受け取ることが可能なもの
- (2) 盗難防止のため、容易に異動ができないよう固定されているもの
- (3) 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が90センチメートル以上ある荷物を収納できるもの
- (4) 複数の住宅の居住者が共同で使用するものでないもの

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 交付申請時に市内に住所を有している者
- (2) 市内の事業者又は販売店において未使用品の宅配ボックスを購入し、自らが居住する住宅又はその敷地内に当該宅配ボックスを設置する者（住宅又はその敷地の所有者と居住者が異なる場合は、当該所有者から設置の同意を得て設置する者に限る。）
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていない者

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、宅配ボックスの設置に係る費用のうち、宅配ボックスの購入費（税抜き）及び設置に係る工事費（税抜き）とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宅配ボックスの設置前に、呉市宅配ボックス設置費補助金交付申請書（様式第1号）に別表1の書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、別に定める申請受付期間内に、先着順に前項の規定による補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

3 前項に規定する申請受付期間内であっても、申請に係る補助金が予算の範囲を超える

と認められるときは、申請の受付を終了する。この場合において、受付を終了した日に提出された申請については、前項の規定にかかわらず、抽選により受け付ける申請を決定する。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは呉市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは呉市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、申請の内容を変更しようとする場合は、速やかに呉市宅配ボックス設置費補助金計画変更申請書(様式第4号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助金計画変更申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは呉市宅配ボックス設置費補助金計画変更承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めたときは呉市宅配ボックス設置費補助金計画変更不承認通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

3 前項の規定により不承認の通知を受けた補助事業者が、変更した内容で計画を実行したときは、当該補助事業者の申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

4 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、呉市宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(計画中止の承認)

第9条 補助事業者が、宅配ボックスを設置する前にこれを中止するときは、速やかに呉市宅配ボックス設置費補助金計画中止申請書(様式第8号)を、市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により中止申請書が提出されたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、その旨を呉市宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 宅配ボックスの設置を行った補助事業者(以下「設置者」という。)は、宅配ボックスの設置が完了した日から40日を経過する日又は補助金交付決定の日の属する年度の2月20日(その日が休日(呉市の休日を定める条例(平成元年呉市条例第35号)第1条に規定する休日をいう。))に当たるときは、該当休日の前日とする。)のいずれか早い日までに、呉市宅配ボックス設置費補助金実績報告書(様式第9号)に別表2の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定及び決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、呉市宅配ボックス設置費補助金交付金額確定通知書(様式第10号)により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 設置者は、前条に規定する通知書を受領したときは、速やかに呉市宅配ボックス設置費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに補助金を設置者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 暴力団員等であることが判明したとき。

(4) その他補助金の交付が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、呉市宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(報告・調査及び指示)

第14条 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときには、申請者(補助事業者及び設置者を含む。)に対し報告を求めるとともに、当該補助金の交付に係る書類その他必要な物件を調査、現地調査、他機関への確認その他の必要な調査をすることができる。

(取得財産の管理)

第15条 設置者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けて設置した宅配ボックスについては、第7条の規定による交付決定の通知日から起算して5年以内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて宅配ボックスを処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(手続の代行)

第17条 補助金の交付に係る手続等については、第三者(以下「代行者」という。)に委任することができる。

2 前項の規定により代行者を選任し、委任する場合は、委任状(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1 (第 6 条関係)

	申請書に添える必要書類	補足説明
1	宅配ボックスの購入代金がかかるもの	工事費内訳書の写し, 見積書等補助対象経費の内訳が明記されている書類
2	設置する宅配ボックスの詳細が分かるもの	カタログがない場合は購入した宅配ボックスの仕様(内寸:縦×横×高さ)を記載(仕様:)
3	住宅所有者の同意書(様式第 1 3 号)	住宅が申請者の所有でない場合に必要
4	申請者の住民票の写し(原本)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出日以前の 3 か月以内に交付されたもの 申請日以後に宅配ボックスを設置する住宅に転居する場合は, 実績報告書に添付すること
5	委任状(様式第 1 2 号)	手続を第三者に委任する場合のみ
6	その他市長が必要と認めるもの	

別表 2 (第 1 0 条関係)

	実績報告書に添える書類	補足説明
1	領収書やレシート等の写し	
2	宅配ボックスの設置状態を示す写真 ※カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 宅配ボックスの全景 宅配ボックスが固定されているもの(アンカーボルトやセキュリティワイヤー等)が分かるもの 宅配ボックスが設置された住宅の全景
3	その他市長が必要と認めるもの	